

別記 御中

厚生労働省老健局高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課
老 人 保 健 課

「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を
改正する省令」の公布等について（周知）

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていること等を踏まえ、押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 208 号）が、本日公布及び施行され、また、これを踏まえ、押印を求めている手続を見直すため、関係通知及び事務連絡について押印を不要とする改正等を行い、本日、都道府県知事等宛てに別添の通知等を発出いたしました。

貴会におかれましては、内容についてご了知いただくとともに、会員各位への周知についてご協力をお願いいたします。

【別添】

- 「「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」の公布等について」（令和 2 年 12 月 25 日老発 1225 第 3 号）
- 「押印を求める手続の見直し等のための「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」等の一部改正について」（令和 2 年 12 月 25 日老総発 1225 第 2 号・老介発 1225 第 1 号・老高発 1225 第 1 号・老認発 1225 第 1 号・老老発 1225 第 1 号）
- 「押印を求める手続の見直し等のための「介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則（参考例）の送付について」等の一部改正について」（令和 2 年 12 月 25 日付厚生労働省老健局総務課ほか連名事務連絡）

(別記)

公益社団法人	全国老人保健施設協会
一般社団法人	日本慢性期医療協会
日本介護医療院協会	
公益社団法人	日本看護協会
公益財団法人	日本訪問看護財団
一般社団法人	全国訪問看護事業協会
一般社団法人	全国デイ・ケア協会
一般社団法人	日本訪問リハビリテーション協会
一般社団法人	日本リハビリテーション病院・施設協会
一般社団法人	日本言語聴覚士協会
一般社団法人	日本作業療法士協会
公益社団法人	日本理学療法士協会